

前橋市アーバンデザイン策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 前橋市アーバンデザインの策定にあたり、広く地元関係者や市外部の民間企業、専門性の高い学識者等から意見を聞き、効果的で実効性の高い計画とするため「前橋市アーバンデザイン策定協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(任務)

第2条 協議会は次の事項について協議・検討する。

(1) アーバンデザインにおいて定める以下の事項

- ①アーバンデザイン策定にかかる理念、全体方針
- ②都市構成要素のデザイン改善・高質化に関する計画
- ③中心市街地の用途構成の誘導・是正に関する計画
- ④アーバンデザイン実現のための方策
- ⑤その他必要な事項

(2) その他中心市街地の活性化等に関すること

(組織)

第3条 協議会は別紙に掲げる者(以下「協議委員」という。)をもって組織する。

2 協議委員の任期は、「前橋市アーバンデザイン」が策定されるまでとする。

(運営)

第4条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 職務代理人 1名

(職務)

第5条 会長は、協議会を統括する。

2 職務代理人は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代理する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、前橋市役所都市計画部市街地整備課に設置する。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めたときに開催し、会長が招集する。

2 協議会は必要に応じて専門家、行政及び関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(報酬)

第8条 協議委員への報酬は、無報酬とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。